

日・ASEAN包括的経済連携協定とASEAN各国との二国間EPAの関係 (利用者の皆様へのお知らせ)

日・ASEAN包括的経済連携協定とASEAN各国との二国間EPAとは、法的な優先関係が存在しない、別々の協定です。このため、これらの協定を利用するにあたっては、双方の協定の関税率が記載された譲許表、特惠税率を受けるために満たすべきルールが記載されている原産地規則(含む品目別規則)を参照し、①いずれの協定の特惠税率がより低いか、②いずれの協定の原産地規則がより満たしやすいかを検討の上、より有利な協定を利用されることをお勧めします。

日・ASEAN包括的経済連携協定の累積規定を適用した場合、ASEAN域内で企業内・工程間分業をしている日系企業は、幅広い材料調達を行っても、生産する産品を本協定による特惠税率の対象とすることが容易となります。

(注)累積とは、一般的に、締約国Aの原産品が締約国Bで生産される産品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国Bの原産材料としてみなされることをいいます。AJCEP協定の下では、二国間EPAに比し原産品として認定されることがより容易となるとのメリットがあります。

